

「東部知多浄化センター使用許可」の申請方法（令和8年4月～令和10年3月）

※申請様式は最新のものを使用してください

（1）申請者は、次の①～③の申請書類一式を3部（当該作業区域が東浦町の場合は2部）作成してください。

（様式の記入は、記入例の赤字部分を参考に記入してください）

①「東部知多浄化センター使用許可申請書」（様式第1号）

添付書類：「一般廃棄物収集運搬業許可証の写し」、「一般廃棄物収集運搬業許可証（荷卸し）の写し」（当該作業区域が東浦町以外の場合）】

令和10年3月まで有効の「一般廃棄物収集運搬業許可証」が当該作業区域の市町から発行されしだい、また当該作業区域が東浦町以外の場合は、東浦町の「一般廃棄物収集運搬業許可証（荷卸し）」（令和10年3月まで有効のもの）が発行されしだい、速やかにその写しを組合事務所及び環境課へ提出してください。

②「使用車両」（様式第2号）

添付書類：「自動車検査証の写し」

複数の車両を申請する場合は、車両番号（4ヶタ）の数字の小さい順に列記してください。

また、通常使用しない車両（予備の車両等）は申請しないでください。故障などにより車両を変更する場合は、「東部知多浄化センター使用許可変更届出書」（様式第5号）を提出してください。

③「年間搬入量の月別計画表」（様式第3号）

（2）申請書類の流れ

＜当該作業区域が東浦町以外の場合＞

- ① 申請者は、上記の申請書類一式（3部）を当該作業区域の市町の環境課へ提出
- ② 環境課は、申請書類の確認後、受付印を押印し、組合へ送付
- ③ 組合は、申請書類の確認後、受付印を押印し、申請書類の1部は組合控えとし、残りの2部を環境課へ送付
- ④ 環境課は、申請書類を確認後、申請書類の1部は環境課控えとし、残りの1部を申請者へ送付

＜当該作業区域が東浦町の場合＞

- ① 申請者は、上記の申請書類一式（2部）を組合へ提出
- ② 組合は、申請書類の確認後、受付印を押印し、申請書類の1部は組合控えとし、残りの1部を申請者へ送付

（3）使用許可証の交付等

令和10年3月まで有効の「東部知多浄化センター使用許可証」（様式第4号）は、上記（2）の当該作業区域が東浦町以外の場合は④の時に、当該作業区域が東浦町の場合は②の時に送付します。使用許可期間が過ぎた「東部知多浄化センター使用許可証」（様式第4号）は組合に返却してください。

また、更新をしない車両の搬入カード（ICカード）は、組合事務所へ速やかに返却してください。

万一、搬入カード（ＩＣカード）を紛失し、又はき損したときは、速やかに「**東部知多浄化センター許可証等再交付申請書**」（**様式第6号**）を組合へ届け出してください。

（4）「し尿収集」並びに「浄化槽汚泥収集」の両方を行う申請者

次の事項も参考にして申請をしてください。

① 「東部知多浄化センター使用許可申請書」（**様式第1号**）

「廃棄物の種類」の欄に該当する「し尿」、「浄化槽汚泥」もしくは「し尿及び浄化槽汚泥」を明記してください。

② 「使用車両」（**様式第2号**）

「使用車両」と記載する横に、該当する「し尿」、「浄化槽汚泥」もしくは「し尿及び浄化槽汚泥」を明記してください。

「東部知多浄化センター使用許可」の申請に関する様式は、

東部知多衛生組合ホームページ（<https://www.tobuchita.jp>）よりダウンロードしてください。

「施設の紹介」→「東部知多浄化センター」→「東部知多浄化センター使用許可申請について」

→「東部知多浄化センター使用許可」の申請方法、様式